

嵐山・嵐山東公園等の利用について

京都府京都土木事務所

マラソンや参加者が100名を超える催し物等で、公園地を利用される場合には、利用調整のため一時使用届が必要です。また、テントやすぐに移動できない仮設工作物を設置する場合、机・椅子等でも広範囲にわたって公園地を占有する場合には公園地占有許可が、公園区域への自動車の乗り入れには自動車一時乗入許可が必要となります。

○公園地一時使用届

一時使用届を出されましても、公園地を排他独占的に使用できるものではありません。

- 1 申請には、公園地一時使用届に概要書及びコース図を添付して下さい。
- 2 受付について
 - (1) 届け出の受付・受理は、実施予定日の※3ヶ月前から当事務所管理室で行います。
※3ヶ月前とは、例えば10月10日実施の場合7月10日から受け付けます。
ただし、5月28、29、30、31日実施の場合は2月28日から受け付けます。
3ヶ月以上前の受付はいたしませんのでご注意ください。
 - (2) 公園地一時使用届の受理をもって受付となります。(先着順)
電話による利用状況等の問い合わせは可能ですが、仮受付はいたしません。
 - (3) 11月および12月は利用が集中しますので、予備日につきましても、本番同様3ヶ月前から一時使用の届出をお願いいたします。
 - (4) 受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00 月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）

○自動車一時乗入許可証

公園区域へのバイク・自動車の乗り入れは、禁止しています。荷物の搬入・搬出等やむを得ない場合に限り、必要最小限の自動車について乗り入れを許可します。ただし、乗入許可車両を公園地内に駐車することはできません。

- 1 申請書には、乗入車両ナンバー、車種の記載が必要です。
- 2 許可証は、乗り入れ時に必ず該当車に備え付けてください。
- 3 公園区域へ降りるスロープのカギについては、事前に渡します。

○公園地占有許可書

- 1 公園地占有許可申請書に占有場所と占有物の配置図を添付して下さい。

連絡先

京都府京都土木事務所 管理室 TEL 075-701-0124 (公園担当 直通)